**令和５年４月２０日**

**準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業**

**（１人１車制個人タクシーに限る。）の参入枠等について**

**（東葛交通圏及び千葉交通圏）**

**令和４年３月３１日付けで「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第４条第１項の許可の特例的な取扱いについて」の関東運輸局長公示（別添参照）がなされ、新型コロナウイルス感染症による影響により１人１車制個人タクシー事業（以下「個人タクシー」という。）の譲渡を希望する者と譲受を希望する者が面会できる機会が激減し、譲渡譲受が円滑に行えない問題が生じたこと、また、個人タクシーは自らが運行管理・整備管理をしなければならない特性があるが、個人タクシーの事業者の高齢化が進展しており、より一層の安全性の確保を図る必要が生じていることを踏まえ、一定の条件を満たす場合に限って個人タクシーの参入を時限的に認める特例措置を講じるため、準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第４条第１項の許可の特例的な取扱いが定められました。**

**令和４年度において、令和４年４月２１日付けで公示（千葉交通圏の参入枠「５」及び東葛交通圏の参入枠「４」）（別添参照）により、千葉交通圏で１者のみが新規許可されました。**

**今般、令和５年４月２０日付けで「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の参入枠等について」の関東運輸局長公示（別添参照）があり、千葉交通圏において参入枠「６」及び東葛交通圏において参入枠「４」が示され、本年９月に申請を受付け、令和６年３月末までに処分されることとなりましたのでお知らせいたします。**

【問い合わせ先】

　　　　　　東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会　事務局

千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会　事務局

一般社団法人千葉県タクシー協会　高山、田中、竹田

TEL：043-307-7002　FAX：043-307-7003